

困ったときは
米原市消費生活相談窓口へ
(米原庁舎1階)
相談専用 ☎52-8088
受付 平日 9時30分～16時

褒め上げ商法に注意!

褒め上げ商法とは、自費出版した本や趣味の短歌・川柳などの作品や書道・絵画を褒めて、「新聞に広告を掲載しないか」と言ったり、「作品を出品しないか」と電話で勧誘し、高額掲載料や出展料を支払わせる悪徳商法です。過去に自費出版した本を新聞の広告に掲載したり、個展を開催したなどの経験を持つ方から多数相談が寄せられ、最近では、比較的高齢の方が被害に遭っているケースが増えています。

電話での勧誘時には「先生」と連呼し、さかんに作品を褒めちぎるようです。だれでも褒められると悪い気はしません。しかし、冷静になって考えることが大切です。

一度契約してしまうと次々と勧誘され、自宅に訪問されることもあるようです。広告掲載や作品出品が、本当に必要なことなのかよく考えて判断しましょう。

もし、電話で了解してしまったが、やっぱり断りたいと思ったときは、契約日や商品名等がきちんと書かれた契約書面を受け取ってから8日以内に、ハガキ(特定記録郵便か簡易書留)か内容証明書等の書面で解約通知を出しましょう。

*クーリングオフについて

訪問販売や電話勧誘販売などで契約してしまった場合、一定期間であれば理由なしに一方的に契約を解除できる制度です。

ただし、3千円未満の現金取引や営業のためにした契約などはできません。

*こんな言葉には要注意!!

- 「あなたが選ばれましたよ!」「パンフレットが届いていませんか?」
- 「市の方から来ましたが...」「以前の被害を取り戻せますよ!」
- 「近所のみなさんもやっていますよ」「あとで倍にして返金しますよ!」
- 「安くしておきますよ!」「必ずもうかります!」「無料ですよ!」



次々と、さまざまな巧妙な手口によって消費者につけ込むことでトラブルが発生しています。

くれぐれもご注意ください。

～長浜税務署からのお知らせ～

平成26年1月から、記帳・帳簿等の
保存制度の対象者が拡大されます!

個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は記帳と帳簿等の保存が必要になります。

※所得税の申告の必要がない方も対象になります。

国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」で申告書作成!

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

作成したデータはe-Tax(電子申告)を利用して提出することができるほか、印刷した「書面」により提出することができます。



長浜税務署 個人課税部門
☎ 62-6144

2013年 人権週間協賛

「人権尊重と部落解放をめざす県民のつどい」

2013年人権週間協賛「人権尊重と部落解放をめざす県民のつどい」が開催されますので、ぜひご参加ください。

日時 12月8日(日) 10時15分～15時00分
会場 滋賀県立文化産業交流会館
その他

- 【オープニング】 スタジオRISE「ストリートダンス」
- 【意見発表】 「勇気を持って」 稲田 彩香 さん
- 【地域からの発信】 パネルディスカッション(野洲)
「わたしも自分で学校に通いたい!!」
～自主通学を保障する取り組み～
公設と場慰霊碑再建実行委員会(甲賀)
「公設と場慰霊碑再建」の取り組み
- 【記念講演】 「みんながってみんないい」
乙武 洋匡 さん
- 【その他】 人権ラブソングフェスティバル、
県内人権センター展等パネル展示、物産展

※手話通訳・要約筆記あり
託児は、11月29日(金)までに下記問合せ先にお申し込みください。

問 (公財)滋賀県人権センター ☎ 077-(522)-8253

人のうごき	人口40,537人(-21) 男19,837人(-16) 女20,700人(-5) 世帯数13,876世帯(±0)
	65歳以上の人口 10,555人 高齢化率 26.04% ※カッコ内は前月との比較【平成25年11月1日現在】

